

江田島市保育施設給食調理業務委託に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

平成27年8月の総務大臣通知「地方行政サービスの推進に関する留意事項について」により、地方公共団体に対して「厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するため」に、「民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進」に取り組むよう要請されています。

江田島市における保育施設給食調理業務は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく認定による公立保育所における給食の外部搬入方式により、保育施設専用の給食センター1か所を、直営により実施しています。

入園児童への安全で安心な給食を将来にわたり提供することを前提に、民間活力の効果的な導入についても研究し、効果的な施設管理や運営を検討したいと考えています。

本調査は、本市が民間委託するとした場合の民間事業者の関心度、サービスの維持・向上のための方策、効率的・効果的な実施方法、懸念される事項と対応策、費用対効果等、様々な視点から調査を行い、今後の運営に活用することを目的にしています。

2 対象施設の概要

江田島市保育施設給食センター

所在地	江田島市大柿町大原704番地4
施設等の概要	ア 建設年度：平成5年3月竣工（平成5年4月本稼働） イ 構造：鉄骨造1階建 ウ 延床面積：525.00㎡（敷地面積1,715.29㎡） エ 施設内容：調理室、下処理室、洗浄室、事務室、会議室、休憩室、消毒室、物品庫等 オ 調理処理能力：1,000食／日 カ その他：冷房設備あり
調理方式	ドライ方式
熱源	電気・ガス
調理食数	375食（令和8年4月時点）
給食実施日数	約230日／年
調理内容	副食のみ
配送方法	配送車3台（委託）
供給先	市内認定こども園5園
職員体制	給食センター所長 1人（正規職員） 事務職員 1人（再任用職員） 栄養士 1人（会計年度任用職員） 調理員 9人（会計年度任用職員） ・フルタイム、勤務時間：午前8時から午後4時45分まで

江田島市保育施設給食センター 主な設備

品名	数量	品名	数量
下処理室		調理室	
冷蔵庫・保冷庫	各 1	ガス回転釜	6
消毒保管機	1	丸型フライヤー	1
包丁まな板殺菌庫	1	冷凍・冷蔵庫	2
洗浄室		スチームコンベクション	2
食器洗浄機	2	ブラストチラー	1
ユニクリン	1	消毒保管機	3
オゾンダッシュ	1	オゾンダッシュ	1
消毒保管機	7	脱水機	1
材料搬入口		I H調理機	1
冷凍・冷蔵庫	1	野菜裁断機	1
休憩室		スライサー	1
洗濯機	1	包丁まな板殺菌庫	1
消毒室		物品庫	
ユニクリン	1	ユニクリン	1
プラットフォーム			
洗濯機	1		

3 対象業務

現時点で想定している業務内容は、次のとおりですが、本調査の結果を踏まえ、追加や変更の可能性あります。

詳細は、江田島市保育施設給食調理業務仕様書（素案）（別紙 4）を御確認ください。

- (1) 物資検収時の受取、検温、格納及び管理業務
- (2) 調理業務（手作りおやつ、離乳食を含む。）
- (3) 原材料及び調理後の保存食採取並びに保管業務
- (4) 配缶及びコンテナへの積み込み業務
- (5) 食器、食缶、調理器具、コンテナ等の洗浄・消毒保管業務
- (6) 残食等の計量及び処理業務
- (7) 設備・調理機器等の清掃・洗浄及び安全点検・管理業務
- (8) 施設・設備の清掃及び日常点検
- (9) 使用物品管理業務
- (10) 衛生管理業務
- (11) 給食の配送及び回収業務（手作りおやつを含む。）
- (12) 前号に附帯するそのほか必要な業務

4 サウンディングの内容

- (1) 前提となる条件の設定

保育施設給食調理業務の民間委託については、本調査の結果等を踏まえ、民間委託の妥当性や有効性を見極めることとしています。その結果、十分な効果が見込まれ、かつ、実

施に当たり特段の支障がないと判断された場合に、次の段階として、市としての方向性を打ち出し、民間委託の実施に向けた具体的な行程等を描いていくことを想定しています。このため、現時点においては、民間委託を実施することも含め未定です。

(2) 参加資格

保育所給食調理業務（給食センター方式を含む。）を現に他の自治体等から受託運営している、又は新たに受託することを検討している法人格を有する事業者とします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する団体及びその構成員

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規定に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(3) サウンディングの項目（予定）

ア 事業への参入意欲と実現可能性

イ 契約期間の意向

ウ 契約方式

エ セールスポイント、懸念材料

オ 人員体制等に対する考え方

カ リスク管理

キ 仕様に対する意見

ク 移行に向けて必要な準備期間

ケ 受託費用の考え方

コ その他

5 サウンディングの手続

(1) スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和8年8月6日（木）
現地見学会の受付期限	令和8年8月17日（月）
現地見学会の実施日	令和8年8月24日（月） 8月26日（水）
「質問票」の受付期限	令和8年9月2日（水）
サウンディングの参加申込期限 「エントリーシート」の提出	令和8年9月16日（水）
「サウンディング調書・提案書」の提出期限	令和8年9月30日（水）
サウンディングの実施日（平日）	令和8年10月14日（水）から 10月21日（水）まで
サウンディングの実施結果の公表	令和8年11月下旬以降

(2) 現地見学会（事前申込制）

サウンディングへ参加を希望する事業者向けの現地見学会を開催します。

参加を希望される事業者は、申込受付期限までに、「参加者氏名、事業者名、電話番号、見学希望日」を電子メールにて御連絡ください。なお、送付の際の件名は、【保育施設給食の民間活用に関するサウンディング現地見学会の参加申込み】と記載してください。

また、メール送信後には、必ず８（１）に記載の申込先に電話にて、参加申込みをした旨の連絡を行ってください。

ア 申込受付期限

令和８年８月１７日（月）午後５時

イ 申込先

「８ 申込先・問合せ先（１）」のとおり

ウ 実施日

令和８年８月２４日（月）、８月２６日（水）に実施するものとし、現地見学会への申込のあった事業者の参加者（担当者）に具体的な日時を電子メールにて連絡します。

エ 所要時間

現地見学会は、１事業者３０分を目安に実施します。

オ 集合場所

江田島市保育施設給食センター 江田島市大柿町大原７０４番地４

※移動手段については参加者で確保していただき、現地集合をお願いします。

カ その他

現地見学会に参加しなくても、サウンディングに参加することは可能です。

参加事業者同士が顔を合わせることがないよう、現地見学会は事業者毎に個別で実施します。

（３）質問事項の受付

ア 質問方法

サウンディングへの参加に当たり、当該業務の概要について、不明な点等の質問を受け付けます。質問票（別紙２）に記入の上、８（１）に記載の申込先へ、ＦＡＸ又は電子メールにより提出してください。なお、質問票の提出後には、必ず８（１）に記載する電話番号へ、質問票を提出した旨の連絡を行ってください。

イ 受付期限

令和８年９月２日（水）午後５時（土曜日、日曜日、祝日を除く。受付期限後の質問は、受け付けできませんので御注意ください。）

ウ 回答方法

令和８年９月９日（水）までに、質問者へＦＡＸ又は電子メールにより直接回答するとともに、江田島市ホームページ上で閲覧に供します。

（４）サウンディングの参加申込（事前申込制）

サウンディングへの参加を希望する場合は、エントリーシート（別紙１）に必要事項を記入し、件名を【保育施設給食の民間活用に関するサウンディング申込み】として、８（１）に記載の申込先へ、ＦＡＸ又は電子メールで提出してください。

ア 申込受付期限

令和８年９月１６日（水）午後５時

イ 申込先

「8 申込先・問合せ先（１）」のとおり

ウ 実施日時・場所の連絡

参加申込みのあった事業者の担当者宛てに日時・場所を電子メールにて連絡します。

申込状況により御希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

（５） サウンディングの実施

ア 実施日

令和８年１０月１４日（水）から１０月２１日（水）までの期間

イ 所要時間

１業務に当たり、６０分を目安に実施します。当日は、参加事業者同士が顔を合わせることがないように、事業者毎に個別に実施します。

ウ 必要書類

（ア） サウンディング調書・提案書（別紙３）

（イ） 説明の補足に必要な資料（事前の提出は不要です。サウンディング当日に５部持参してください。）

エ 必要書類の提出期限

令和８年９月３０日（水）午後５時までに８（１）に記載するメールアドレスへ電子メールで提出してください。

（６） サウンディング実施結果の公表

サウンディングの結果については、江田島市ホームページ等により公表（参加事業者のアイデア等に配慮し、事前に参加事業者へ公表内容の確認を行います。）します。ただし、公表に当たり参加事業者の名称は公表しません。

6 留意事項

（１） 参加事業者の扱い

ア 本サウンディングへの参加実績は、業者選定における評価の対象とはなりません。

イ サウンディングの内容は、今後民間活用に向けて検討する際の参考とします。また、双方の発言等は対話時点での想定とし、公募条件、仕様等を約束するものではありません。

（２） 具体的な内容の決定

サウンディングにおける意見、提案等は、保育施設給食調理業務に関して民間活用の妥当性や有効性を判断するための検討材料として取扱い、今後の方向性を決定します。なお、検討結果によっては、民間活用を実施しない場合があります。

（３） 費用負担

サウンディングへの参加に係る全ての費用は、参加事業者の負担とします。

（４） 提出資料の取扱い

提出された資料の著作権は、それぞれの参加事業者に帰属しますが、資料は返却しません。なお、資料は、本事業の目的以外に使用することはありません。

(5) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も参加事業者に対し、必要に応じて追加の対話（文章照会を含む。）等を求める場合がありますので、御協力をお願いします。

7 別紙・参考資料

- (1) エントリーシート（別紙1）
- (2) 質問票（別紙2）
- (3) サウンディング調書・提案書（別紙3）
- (4) 江田島市保育施設給食調理業務仕様書（素案）（別紙4）

8 申込先・問合せ先

- (1) 本件に関する具体的な手続や申込み、公募条件等に関すること。
 - ア 担当課 広島県江田島市総務部総務課
 - イ 担 当 飴野、木原、大里
 - ウ 住 所 広島県江田島市大柿町大原505番地
 - エ 電 話 0823-43-1111（代）
 - オ FAX 0823-57-4433
 - カ メール soumu@city.etajima.lg.jp
- (2) 保育施設給食センターに関する施設概要、現行の管理運営状況等に関する問合せ先（ただし、質問票の提出に至らない簡易な内容に限る。）
 - ア 担当課 広島県江田島市福祉保健部 子育て支援課 保育施設給食センター
 - イ 担 当 小松
 - ウ 住 所 広島県江田島市大柿町大原704番地4
 - エ 電 話 0823-57-2671（FAX兼用）
 - オ メール oo-kyusyoku@city.etajima.lg.jp